

白灯油 単価契約仕様書

宮城県白石市

1 適用範囲

本仕様書は、宮城県白石市役所発注における白灯油（大口・小口）の単価契約に適用する。

なお、本仕様書に明記されていない事項については、発注者と受注者が協議のうえ、定めるものとする。

2 納入場所 市内各施設

3 購入品目

白灯油

区分 大口 対象施設：小口対象施設以外の施設

小口 対象施設：総合福祉センター、健康センター、中央公民館、各幼稚園・保育園、白石南小・中学校、仙南けやき教室、白石市移住交流サポートセンター109-one、選挙執行時の各投票所

4 入札方法 1 リットル当たりの単価

5 履行期間 令和8年10月1日から令和9年9月30日までとする。

6 契約単価の変更について

物価の高騰若しくは下落その他の経済事情の変化により、契約単価と市場価格等に極端な差異が生じた場合は、発注者又は受注者は相手方に対して協議を申し入れることができる。

白灯油（大口・小口）購入契約内容の変更は、経済産業省資源エネルギー庁が毎週公表する石油製品小売価格調査（都道府県別）のうち、各月の第3月曜日（休日の場合はその翌日。以下同じ。）における灯油配達（1Lあたりに換算）の宮城県地域の消費税及び地方消費税を含まない平均価格（小数点以下第2位を切り捨て。以下「週次調査価格」という。）に基づき、契約単価を見直し、変更契約を締結することができる。

（1）契約単価の見直し基準

毎月第3月曜日の週次調査価格と下記アまたはイの週次調査価格を比較し、（2）の算出方法により得た金額と当初契約額（変更契約が行われている場合は直近の変更契約額）の消

費税及び地方消費税を含まない金額（以下「原契約額」という。）に2円以上の差異が生じた場合に契約単価を見直す。

なお、経済情勢の急激な変化により上記によりがたい場合は、受注者は契約単価の見直しに必要な資料を提出して変更の協議を行えるものとする。

ア 変更契約が行われていない場合

当初契約日の直前の週次調査価格

イ 変更契約が行われている場合

直近の変更契約日の属する月の前月第3月曜日の週次調査価格

（2）変更契約単価の算出方法

変更契約単価は、次の計算式により算出した金額とする。

$$\text{変更契約単価} = \text{原契約額} \times \frac{\text{その月の第3月曜日の週次調査価格}}{\text{(1) アまたはイの週次調査価格}}$$

※小数点以下第2位を切り捨て

（3）契約単価変更の協議

契約単価変更の協議を行う場合は、上記（1）の要件に該当することが確定したときから5日以内に「契約単価変更申出書（任意様式）」を相手方に提出し、双方で基準価格の増減を確認して協議を行うものとする。

（4）変更契約の方法

変更契約の必要が生じた場合は、上記（2）により算定した額を新たな契約単価として契約単価を改定する。原則として契約単価の見直しを行った月の翌月1日付けから適用する。なお、改正の回数は月1回を限度とする。